

第7条(信託契約)

貴社と貴社指定の信託銀行との契約については、以下各号に定めるところによるものとします。

- (1) 私が貴社に預託した取引証拠金等は、貴社と信託銀行との間で締結される信託契約により信託銀行に信託されること。
- (2) 信託契約は、貴社を委託者、信託銀行を受託者、私を含めた貴社に取引証拠金等を預託している各顧客を元本受益者とするものであり、元本受益者の代理人として貴社指定の弁護士が就任していること。
- (3) 毎営業日に、当該営業日における貴社の営業時間終了時点において、貴社に預託した取引証拠金等に、本外国為替取引の約定により発生する実現損益、外国為替相場の変動による評価損益およびスワップ金利による損益を加減して得られた金額が要保全額として貴社にて計算され、2営業日後に信託保全の対象とされること。
- (4) 信託銀行は信託契約に基づき信託された金銭を保管するのみであり、要保全額の管理、確認を行う義務がなく、また取引証拠金等要保全額の返還を保証するものではないこと。
- (5) 私が直接信託銀行に対して権利行使することはできず、受益者代理人である弁護士を介した権利行使となること。
- (6) 取引証拠金等の返還に係る連絡、問い合わせ対応および取引証拠金等の返還金の受領権の認定は、貴社指定の受益者代理人である弁護士(およびその事務受託者)が行い、原則として、連絡は本外国為替取引に係る口座開設申込書記載の住所・氏名宛に郵送で行われ、支払は銀行振込で行われること。
- (7) 私の個人情報が必要な範囲で信託銀行および受益者代理人である弁護士をはじめとする本信託の関係者に開示すること。

以上